

<b>記載例(1枚目)</b>					は名称及び住所 (A)					(氏名又は名称) 借り手 妙高太郎	(住所) 妙高市大字〇〇123番地 (電話番号: 0255 - 〇〇- 〇〇〇〇)	[同意印]		
					利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)					(氏名又は名称) 貸し手 (土地所有者) 農業次郎	(住所) 妙高市大字〇〇789番地 (電話番号: 0255 - 〇〇- 〇〇〇〇)	[同意印]		
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)		利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)		備考
所在	地番	現況地目	登記面積㎡ (耕作面積㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (契約期間)	借賃 10a当たり 円	借賃の支払 方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	[同意印]	
妙高市大字	字			賃借権	水田として 利用	令和〇年〇月〇日	5年	10,000	毎年 10月31日 までに 口座に 振込む					
〇〇	〇〇〇	123-1	田	567㎡ (550㎡)	使用貸借権	"	3年	平均額	毎年 月日 までに 現金で 支払	該当するものに○を付 けてください。				
〇〇	△△△	1234	田	100㎡ (98㎡)		"	3年	平均額						
〇〇	□□□	12-3	田	99㎡ (90㎡)		"	3年	平均額						
合計					3筆	田	766㎡ (738㎡)							

### 重要なお知らせ

①貸し手については、土地所有者が署名・押印してください。  
土地所有者が亡くなっており、相続が済んでいない場合は相続権を有する人全員の同意が必要です。  
(全員の同意が難しい場合は、法定相続分の割合の1/2を超える同意があれば、利用権設定することができます。)

②以下の場合は、添付書類も併せてご提出ください。

- 【借り手・貸し手が市外の人の場合】  
・居住地や氏名漢字の確認のため、住所と氏名が印字された公的機関発行の書類のコピーを一緒に提出してください(運転免許証、住所が印字されている健康保険証(自身で住所を記載する保険証は不可)、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、住民票、印鑑証明書などのコピー)。
- 【相続が済んでいない農地を貸借する場合】  
・貸し手について、法定相続人が複数いる場合は「貸し手」欄にそれぞれ住所氏名を署名・押印してください(市外の居住の方は上記のとおり住所氏名の確認書類も一緒に提出する必要があります)。  
・法定相続分の割合の1/2を超える同意があれば利用権設定することができます。(例えば、被相続人に妻、子2人がいる場合、被相続人の妻(法定相続分1/2)だけでは不可。被相続人の妻(1/2)と子一人(1/4)の同意があれば可。必ず1/2を超える同意となるようにしてください)。  
・その他、相続関係を表す相続図もご提出ください(自己で作成したものでも結構です。また、農業委員会事務局でも記入用紙をご用意していますのでご利用ください)。

不明な点は、妙高市農業委員会事務局(電話 0255-74-0030)へお気軽にお問い合わせください。

- (記載注意)
- この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別
  - (C)欄は、大字別に記載する。
  - (C)欄の「面積」は、登記簿によるものとし、2段書きする。なお、1筆の一部について利用
  - (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」
  - (D)欄の「内容」は、利用権の設定による
  - (D)欄の「存続期間(始期)」は「〇〇年(〇月〇日)」
  - (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃の平均額を使用する。農業委員会が毎年示す借賃情報の平均額を使用する。
  - (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法
  - (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に
  - (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいない
  - 同意については、(A)欄、(B)欄及び(
  - 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協
  - 農地利用集積円滑化事業の農地所有者代理事

下段に  
する)  
所を記

# 記載例(2枚目)

一般個人用(農業生産法人及び法第18条第2項第6号に規定する者以外)

整理番号		氏名又は名称	妙高太郎		性別	男	年齢	62歳	農作業従事日数	150日	
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup> ※農業委員会記入欄	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)						利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有等(リース及び導入予定も含む)の状況 (F)	
			世帯員	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)		種類	数量	種類	数量
農地	766m <sup>2</sup>	田	男	2人	農業専従者	(1人)	人日	無		トラクター(25馬力)	1台
採草放牧地		借受地	女	2人	主として農業に従事する者	(1人)				田植機	1台
その他		貸付地			農業補助者	従として農業に従事する者				(1人)	コンバイン(3条刈り)
		採草放牧地								乾燥機	1台
										初摺機	1台
										精米機	1台
										畦塗機	1台
										草刈機	2台
										その他(軽トラック)	1台

- (記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。  
 (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。  
 (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。  
 (4) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。

2枚目も必ず記入ください。  
 ※同時に複数の申請をされる場合は、2枚目については、コピーで代用することもできます。